

## 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日  
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

### 1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。  
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

### 2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

業績勘案率あてはめの一例

業績勘案率	内容
1.5～2.0	在職期間を通じて、中期目標に規定する大半の目標の達成状況が、著しく高い結果となった場合
1.0～1.5	在職期間を通じて、総合的に勘案して中期目標以上の実績となった場合
1.0	在職期間を通じて、総合的に勘案して概ね中期目標どおりの実績となった場合
0.5～1.0	在職期間を通じて、総合的に勘案して中期目標が達成されなかった場合
0.0～0.5	在職期間を通じて、中期目標に規定する大半の目標の達成状況が、著しく低い結果になった場合

注1 中期目標の達成状況では評価しがたい場合、年度ごとの実績評価を基に判断することも可能。

注2 目的積立金(独法通則法第44条3項により剰余金の使途に充て得る積立金)の積立状況も勘案。1.5超の場合は、原則として任期中のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要。

## 論点メモ

府省独立行政法人評価委員会において業績勘案率を決定するに当たっては、以下の視点をも踏まえ、客観的な資料に基づき、十分な審議を行うよう要請すべきではないか。

なお、その審議の結果については、閣議決定に基づき、各役員の退職金の支給額を公表する際に、決定に至った事由の一環として公表されるよう要請すべきではないか。

- ・ 業績勘案率の算定の基礎として、「年度実績評価」が行われていない年度の「年度実績評価」の結果に代えて、直近の「年度実績評価」の結果を用いるのであれば、直近の「年度実績評価」の実施後、法人の業績の水準がほとんど変動していないということについて、客観的に一定の確認を行う必要があるのではないか。
- ・ 法人又は業務によって中期目標・中期計画の難易度が異なる中、業績勘案率について、各法人及び各業務を通じて均衡がとれたものとするとともに、下方硬直的・上方硬直的なものとならないようにする（例えば、法人の実績に応じて、業績勘案率が1.0以下にも1.0以上にも弾力的になり得るようにするため）ため、その算定に当たって一定の調整を行う必要があるのではないか。
- ・ 実績が特に優れている場合又は著しく低い場合以外でも、実績が中期計画を上回った又は下回った程度を、業績勘案率に反映させる必要があるのではないか。
- ・ 法人の経営努力により生じたと認められた剰余金である「目的積立金」の額を踏まえる必要があるのではないか。
- ・ 業績勘案率に個人の業績を反映する場合には、基準値となる個人業績の水準（法人の役員として一般的に求められる個人業績の水準）を明確にする必要があるのではないか。
- ・ 当該退職役員に係る業務の実績を反映した報酬等のこれまでの支給の状況を踏まえる必要があるのではないか。